

暫定基準(第二次案)等に対して寄せられた主な意見とその回答 (個別の基準値に係る意見を除く)

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
1	1	ポジティブリスト制に係り、最終製品を単にサンプリングして、分析するだけでは消費者を適切に保護することは不十分である。フードチェーンにおいて、予防措置的なアプローチを含んだ一貫したマネジメントが重要であり、このような視点・考え方を序文に追加するべき。	日本生活協同組合連合会	144	ポジティブリスト制に係る、生産、流通段階を通じた一貫的なマネジメントが重要であることについては、今後ともリスクコミュニケーション等を通じてその周知を図って参りたい。
2	1	いわゆる優位的地位にある事業者(流通業、小売業及び加工度の低い食品原材料を購入し加工度の高い食品を製造している食品製造業など)等が、明らかに使用実態のない物質も含め無用な農薬分析(例えば約700種類の全物質分析)の証明書を提出させる等の行為がないよう、農林水産省、経済産業省、公正取引委員会等関係省庁と連携し、監視・指導願いたい。(同旨多数)	財団法人食品産業センター・全日本菓子協会・全国ビスケット協会・日本エキス調味料協会・水産食品衛生協議会・(社)日本植物油協会他	71・75・83・99・113・128、他	ポジティブリスト制の趣旨は、現在、残留基準が設定されておらず規制がかからない農薬等について、規制がかかるものとする制度であり、基準が設定された全ての農薬等について検査を求める制度ではありません。生産流通の各段階における的確な管理と情報交換が大切です。使用された農薬等に関する情報を収集し、それに従って検査をすることが合理的であると考えます。例えば、当該農作物に使用した農薬の履歴があるのであればそれらの農薬を、防除基準や防除歴が設定されているのであれば、その対象農薬を検査することが適当と考えています。本制度の告示にあたっては、このような内容について通知で示すこととします。なお、情報提供に関しては、厚生労働省としてリスクコミュニケーションに一層取り組んで参ります。
3	1	輸入者に対し、使用農薬ではない薬剤を含めた、すべての物質の残留検査結果の提示などの対応困難な要求が行われないように、流通・小売業者への情報提供と指導や一般消費者への情報発信と食育などを推進願いたい。(同旨2件)	日本水産(株)・雪印乳業株式会社	19・31	法律に定めるとおり、輸入品については輸入日(通関日)をもって国内流通が開始することから、輸入日をもって暫定基準等適用の判断を行うこととなります。なお、加工食品については、製造後長期間流通するものがあることから、暫定基準等の適用対象となるのは施行日以降に製造された食品とする方向で検討しています。またポジティブリスト制を遅くとも平成18年5月までに施行することは、平成15年5月の改正食品衛生法で規定されています。
4	1	輸入加工品への暫定基準適用について ポジティブリスト制の対象となる輸入品については、輸入日(通関日)で判断するのか、輸入品が製造された製造日で判断するのか不明確である。 国産品で暫定基準の対象となるのは施行日以後に製造された食品の方向で検討する、とされているが輸入品にあっても同じ取り扱い(製造日)としていただきたい。(同旨多数)	日本水産株式会社・雪印乳業株式会社・(社)日本輸入食品安全推進協会・キッコーマン株式会社・財団法人食品産業センター・水産食品衛生協議会、他	19・31・49・69・71・113、他	法律に定めるとおり、輸入品については輸入日(通関日)をもって国内流通が開始することから、輸入日をもって暫定基準等適用の判断を行うこととなります。なお、加工食品については、製造後長期間流通するものがあることから、暫定基準等の適用対象となるのは施行日以降に製造された食品とする方向で検討しています。またポジティブリスト制を遅くとも平成18年5月までに施行することは、平成15年5月の改正食品衛生法で規定されています。
5	1	農産物は栽培から収穫までに日数を要し、また農作物にそれぞれに季節性がある。従って告示後6ヶ月の周知期間では足りない場合が多いと考えられ、施行後に一定の移行期間をもうけることが妥当である。(同旨2件)	三井物産(株)、日本冷凍食品協会	37・42	ポジティブリスト制の施行については、国内外での農薬登録及び適正使用に基づき設定されるコーデックスなどの残留基準を参考とした暫定基準を設定すること、一次案や二次案を公表するなどその全体像を余裕をもって示していることなどから、従来の残留基準と同様の周知期間を検討しています。またポジティブリスト制を遅くとも平成18年5月までに施行することは、平成15年5月の改正食品衛生法で規定されています。
6	1	新たに検査項目に加えたものについて、分析などの準備に必要な期間を設けるべき。地域などの事情により、施行を順次行うべき。[原文英語]	Chinese Government	134	施行までに6ヶ月間の周知期間を置くことを検討しています。なお、分析法に関しては検討状況に関する情報提供を行ってきていることから、この情報も参考に対応をお願いします。またポジティブリスト制を遅くとも平成18年5月までに施行することは、平成15年5月の改正食品衛生法で規定されています。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
7	1	告示後、施行までの期間を6ヶ月としているが、動物薬の休業期間の変更(又は新基準下で今までの休業で充分対応できる旨の確認)、分析方法の普及など実施のための様々な体制を準備するために必要十分な期間を設定していただきたい。	畜水産品残留安全協議会	33	施行までに6ヶ月間の周知期間を置くこととしています。また、既に2次案も公表していることから、同案も参考とし対応をお願いします。またポジティブリスト制を遅くとも平成18年5月までに施行することは、平成15年5月の改正食品衛生法で規定されています。
8	1	国内での使用物質と外国での使用物質とに分類されたいこと、また、物質毎に使用時期等の情報を明示されたいこと。(同旨2件)	雪印乳業株式会社・(社)日本乳業協会	31・84	ポジティブリスト制度は、国内外を問わず適用されるものであり、分類の必要性は認められません。また、農薬等は、使用の必要性が発生した時点で使用されるものであり、使用時期に関する情報提供を行うことは困難と考えます。なお、既に公表した二次案の中で、国内外の基準の有無、すなわち使用認可の有無を示しているのので、参考にして頂きたいと思えます。
9	1	最終告示までの間に参考諸外国・地域において残留基準が設定される農薬等がでると考えられるが、これらについても暫定基準としての採用の考え方を明確にして告示までの間できる限りの採用を行っていただきたい。(同旨2件)	Northwest Horticultural Council・(株)日清製粉グループ本社/日清製粉(株)/日清フーズ(株)	15・46	WTO通報のコメント期限までに設定された農薬等の残留基準については、官報等の写しなど情報提供があれば暫定基準に反映します。
10	1	新規登録又は変更のあった米国のMRLの採用期限は。[原文英語]	The United States Government	142	No.9と同じ。
11	1	暫定基準のリストの見直しについて、農薬、動物用医薬品摂取量の実態調査の結果及び国際機関での検討状況等を総合的に判断し、優先順位品目を設定した上で、毒性資料のデータの収集、日本人の食品摂取量に基づいた暫定基準の見直しを要望する。	日本生活協同組合連合会	144	暫定基準の見直しにあたっては、国際機関での評価結果やマーケットバスケット調査による農薬等摂取量の多いものなどを優先して、安全性試験成績を収集し、リスク評価及び我が国の食品摂取量に基づいて残留基準の見直しを行うこととします。
12	1	1) 作物グループの分類が、農薬取締法での登録保留基準、マイナー作物、食品衛生法の残留基準とでは、異なっているため、統一すべきである。 2) 登録保留基準の果実にある数値は、種実やナッツ類に援用しない。国内での適用作物を調べ、種実、ナッツに適用がない場合は、基準値を設定しないよう変更されたい。	反農薬東京グループ	115	農薬取締法に基づく登録保留基準は農作物群毎に設定されていますが、設定にあたっては農作物群の摂取量に基づく暴露評価を行い一日摂取許容量(ADI)の範囲に収まることが確認されていると承知しています。また、いわゆるマイナー農作物に関する経過措置は、登録保留基準の農作物群毎の基準に基づいています。このようなことから、暫定基準は、登録保留基準が設定される農作物群の範囲の食品に基準を設けることとしました。
13	1	香辛料をスパイスとハーブに大別し、暫定基準2次案の「農産物名」に追加設定していただきたい。具体的には代表的な品目は単独で、残りは「その他のスパイス類」及び「その他のハーブ類」とした項目(例えば下記のとおり全部で27品目(略))を設定していただきたい。	全日本スパイス協会	110	スパイスとハーブについては既に独立して分類が設けられているものを除き「その他のスパイス」、「その他のハーブ」にまとめることとします。
14	1	清涼飲料の原料に乾燥した果実の皮(例えば陳皮と呼ばれるミカンの皮を乾燥したものなど)の使用実績があります。乾燥した果実の皮について、基準値の考え方(判断基準)をお示しいただきたい。(同旨2件)	社団法人全国清涼飲料工業会・サントリー株式会社	36・39	陳皮などオレンジピールなどについては、その他のスパイスに分類し暫定基準を設定することとします。
15	1	1)「食塩」は、ポジティブリストの対象になる食品でしょうか？ 2)「食塩」も対象になるならば、製造、加工、使用、保存方法の基準が定められていますでしょうか？ 3)また、農薬の測定頻度や合否判定法はどのように定められているのでしょうか？(同旨4件)	財団法人塩事業センター・鳴門塩業株式会社・(社)日本塩工業会・全国輸入塩加工包装協同組合	40・62・106・107	食塩は食品に該当するので対象となります。農薬等は農産物の生産時に使用されるものであることから、食塩の製造等に対して、残留農薬等の観点から、基準等を設ける必要はないと考えます。また、分析頻度等は残留の可能性などに基づき判断されるものと考えます。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
16	1	「その他の野菜」及び「その他の果実」の範囲。スペアミント及びオリーブはどこに該当するか。[原文英語]	The United States Government	142	「その他の野菜」等の範囲については、特掲した野菜等を除くものですが、より明確にするため、主な食品など可能な範囲で通知により示します。
17	1	欄外に記載される化合物を含めたりリストを作成すべき。「その他の野菜」及び「その他の果物」の範囲を明確にすべき。[原文英語]	Australian Government	133	No.16と同じ。
18	1	お酒のジンなどを製造する際、香り付けに様々な草根木皮(添付資料1略)を使用するが、食品衛生法上、どの農作物に分類・規制されるのかわからないため、分類をお願いしたい。	サントリー株式会社	39	No.16と同じ。
19	1	親化合物と代謝物の相関を一覧にするべき。	日本生活協同組合連合会	144	脚注などに記載する親化合物と代謝物の相関などについては、一覧にまとめることとします。
20	2	抗生物質及びその他の化学的合成品たる抗菌性物質は原則「含有してはならない」。また12農薬等については食品中において「不検出」となっている。「含有してはならない」と「不検出」の違いを明確にしたい。そして「含有してはならない」についても分析方法を明示し、検出下限を明確にし、農水畜産物生産者、食品製造者及び消費者に無用な混乱が起きないように考慮願いたい。(同旨多数)	The American Chamber of Commerce in Japan/European Business Community・輸入冷凍野菜品質安全協議会(凍菜協)・マルハ株式会社・味の素株式会社・畜水産品残留安全協議会、他	16・33・96・100・107、他	遺伝毒性を有する発がん性等からADIが設定できない物質については、分析法を定め「不検出」との基準を設定します。抗生物質については、個別の残留基準を設定するものを除き、現行の基準である「含有してはならない」が適用されます。なお、抗生物質の「含有してはならない」という基準については、畜水産物については既に検査法が通知されていますが、農作物についても開発することとしています。
21	2	抗生物質の「含まれてはならない」の基準について、ADIが評価された抗生物質については、NOEL(最大無作用量)が設定されており、この「含まれてはならない」という規定とは矛盾するものとなってしまいます。このため、少なくとも、諸外国でADIの評価に基づいてMRLの設定、又は、その他の基準による残留規制が行われている抗生物質については、この「含まれてはならない」の原則から除外されるべきであると考えます。例えば、MRLやその他の基準が少なくとも1種類以上の動物種で定められている抗生物質について、MRLの設定されていないその他の動物種やその他の組織・内臓を規制する場合には、「含まれてはならない」との基準を採用するよりも、その他の規制、例えば妥当な検査法による妥当な検出限界の手法で計った場合の基準により規制すべきである。	日本イーライリリー株式会社	122	No.20と同じ。
22	2	抗菌性物質を含有する農薬製剤の登録はすでに農薬取締法にそって農林水産省で認められており、その申請資料(再登録等を含む)には、毒性試験成績ならびに適用作物毎の国内の残留試験成績を含みます。したがって、国内で登録のある適用作物については「含有してはならない」とせず、登録に用いた検出限界値(0.05ppm)をもって暫定値としていただきたくお願い申し上げます。	ファイザー株式会社	20	農薬として使用される抗生物質の残留規制について、御指摘の国内登録がある農薬等は、登録時のデータに基づき使用基準等が設定されているものであって、食品衛生法上の「含有してはならない」という規定を満足してきたと考えられることからその透明化を図ることとし、登録時のデータを参考とし暫定基準を設定することとします。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
23	2	MRL設定を必要としない天然に由来する物質のリストを公表すべきである。[原文英語] (同旨7件)	California Farm Bureau Federation・National Potato Council・Cranberry Marketing Committee・International Federation for Animal Health(IFAH)・Animal Health Institute・U.S. Hop Industry Plant Protection Committee・The California Cherry Advisory Board・National Potato Council	2・3・4・6・10・12・86	一般規則の4(自然に食品に含まれる物質で、その程度が一般に含まれる量を超えてはならない)の運用については、通知等で例示を示すこととしています。また、その量の多寡については引き続き調査研究を続け、その結果を公表してまいります。対象外物質については、農薬等の使用による食品への残留について、「その残留の状態、程度からみて、人の健康を損なうおそれのないことが明らかである場合、その残留について規制を設けない」ものとし、その範囲を告示により定めることとしています。
24	2	自然界に存在する物質など、通常存在する濃度では、人体に有害な影響の無いものと判断される物質については、基準値のリストから除外されています。しかしながら一方で、人の健康を損なうおそれのない物質と判断される物質のすべてが、「対象外物質」としてリストに載せられているわけではありません。例えば、天然型の肥育ホルモンなどは、このリストから除外されており、何らかのリストにも掲載されずに宙ぶらりんの状況になっています。混乱を避ける意味からも、これらの物質についても「対象外物質リストへの掲載を考慮してもらいたい。	日本イーライリリー株式会社	122	No.23と同じ。
25	2	自然に含まれる量を超えないという判断をするためには、自然に含まれる量のデータが必要となる。特にホルモン剤などこれまで国内でのデータ蓄積のない物質等、優先順位を定めて調査されたい。	日本生活協同組合連合会	144	No.23と同じ。
26	2	基準値の有効数字を1桁とする考え方であるが、平均値を採らない場合、数値を丸めるのではなく、そのままの数値を用いるべきではないか。	日本生活協同組合連合会	144	基準値の有効数字を1桁とする手法は国際的慣行(FAOガイドライン)に従ったものです。
27	3	不検出とする基準の科学的根拠。特に不検出と基準値が混ざっているもの。不検出とする基準の検査法。[原文英語]	Chinese Government	134	遺伝毒性を有する発がん性等の理由からADIが設定できない物質については、分析法を定め「不検出」との基準を設定します。現行基準で一部の作物に「不検出」とする基準を設けている農薬等の場合、現在基準を設けていない作物にコーデックスなどに基準値があるものについては、その基準値を参考に暫定基準を設定しています。
28	4	同一動物であって、一部の組織・臓器に基準が設定されている場合、それ以外の組織・内臓等については、同一動物で暫定基準案が提示されている組織・臓器のうち、最も低い値をそれ以外の組織・臓器等に設定することとされているが、多くの場合基準が設定されている筋肉が残留性が最も低く、MRLにしたがってその他の臓器・組織に最も小さいMRLを適用すると、適切な休薬期間を定めた場合であっても、その他の臓器・組織の残留が違反になる可能性も想定される。 このため、諸外国と同様、MRL未設定臓器については、基準を設定しないか、又はマーケットバスケットの考えに基づき最も高いMRLを設定するなど、国際的に整合性の取れた規制の導入を再考頂きたい。 (同旨多数)	Animal Health Institute・The American Chamber of Commerce in Japan/European Business Community・畜水産品残留安全協議会・日本イーライリリー株式会社、他	6・16・33・122、他	残留の程度に関して、一般にそのレベルは筋肉及び脂肪(以下、筋肉等)と肝臓、腎臓及びその他の内臓等(以下、肝臓等)で異なっており、このため、同一動物であって、一部の組織・臓器に基準が設定されており、それ以外の組織・臓器に基準が設定されていない場合については、筋肉等と肝臓等を区分し、それぞれの区分で暫定基準案が提示されている最も低い値を、同じ区分の基準の設定されていない組織・臓器に原則設定することとします。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
29	4	諸外国では、マイナー動物種の定義、残留の規制と休薬の取り方など、これらの動物種に動物用医薬品を効能外使用した場合の取扱いについても一定の基準を設定している。 主要な動物種に比べ、摂取量が相当低いマイナー動物種からの畜産物について、過剰な規制と、それによる使用可能薬剤の過度の使用制限を避けるためにも、主要動物の基準値と一貫性を持たせた基準値の設定と併に、妥当性のある残留管理法の導入の検討を願いたい。 (同旨多数)	Animal Health Institute, Canadian Animal Health Institute, The American Chamber of Commerce in Japan/European Business Community、畜水産品残留安全協議会・日本イーライリリー株式会社、他	6・7・16・33・122、他	残留性試験データが提示されていない場合にあつては、異なる動物種間でのデータを引用することは困難です。
30	4	国内の動物薬、飼料添加物の基準値は、承認時の申請資料中にある残留性試験の検出限界値に基づいているが、その値は承認を受けた時代によっても異なり、時代とともに検出法が改良され、それに伴い、より低いレベルの検出限界値が要求されている。一方、第二次案に記載されている値は、動物薬では主に50ppb(或いはそれ以下)となっており、必ずしも承認時・指定時の検出限界値と一致しておらず、第二次案中の国内基準値が「科学的に設定されたものと考えている」というのは必ずしも当てはまらないと思われる。 単純に50ppb(又は国内での検出限界値)を基準値として当てはめるものでなく、諸外国でより妥当な科学的な評価によるMRLの設定のある物質、若しくは、諸外国でADIとバリデートされた定量(検出)限界値から、妥当な分析限界値が定められている場合、それらの基準値も十分考慮していただきたい。	畜水産品残留安全協議会	33	残留基準の設定にあつては、Codex基準が設定されていない場合、薬事法に基づく数値に従い設定しているものです。
31	4	基準値を参照した諸外国においても、必ずしも承認されたすべての物質に基準値が設定されているわけではなく、休薬ゼロ時点での残留が、検出限界値以下又はADIを超えない場合、MRLが設定されない場合、EUの飼料添加物のように、ADIとバリデートされた分析値などのデータからMRLを設定せずに、休薬期間を設定する場合もある。 このため、外国の基準値を参照する場合には、MRLが無いからといって単純に10ppbの一律基準値を適用するのではなく、当該国において設定された分析法の定量限界値についても、一つの基準値として考慮して頂きたい。	畜水産品残留安全協議会	33	基準を参照する国において動物等に対して使用が認められている場合であつて、検出限界値をもって基準値としている場合には、検出限界値をもって暫定基準とします。
32	4	水産動物種の残留性については、臓器・組織の区別がなく、一つの基準が採用されている。しかしながら、哺乳動物と同様、魚類においても各組織中の残留性はまちまちで、また、従前の国内の残留性の検討は、可食部位を中心に限定された組織についてのみ実施している。現行の残留規制を考慮した、整合性のある対象臓器の設定や、科学的にみて妥当な規制方法の導入を望む。	畜水産品残留安全協議会	33	残留基準は摂食する部位を対象に設定されるものであることを踏まえ、試験に供する部位については「一般に飲食に供する部位」等とし、分析法通知等において明示します。
33	4	緊急条項(第18節)による暫定基準を採用すべき。[原文英語](同旨7件)	The United States Government・The California Cherry Advisory Board・National Potato Council・California Table Grape Commission・California Strawberry Commission・U.S. Hop Industry Plant Protection Committee・California Farm Bureau Federation	2・3・5・9・10・12・142	米国における病害虫の発生等に伴う農薬の緊急時使用にあつては、米国EPAにおいてリスク評価等が行われ承認されることから、現在、使用が承認され基準が設定されているものについては、それらの基準を参考に暫定基準を設定します。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
34	4	米国で使用が認められている農薬(もちろん基準値が定められている)であって、現行案に掲載されていない農薬(事例: EPTC、Ferbam、Maneb、zineb、Ziram、Streptomycin等)が見受けられる。ついては、米国やEU等で使用が認められている農薬であって、現行案に掲載されていない農薬等を精査の上、追加されたい。	社団法人日本果汁協会	112	No.19と同じ。
35	4	コーデックスにおける評価でStep6以上に進んだ基準値については、諸外国の基準値と併に、暫定基準値決定のための参考にしていただきたい。	Animal Health Institute, Canadian Animal Health Institute, 畜水産品残留安全協議会	6・7・33	コーデックスにおける残留基準(MRL)はStep8で採択されることから、変更の可能性があるStep6の残留基準値について参考とすることは困難です。
36	4	コーデックスInterimMRLなどの設定状況を反映させるべき。	日本生活協同組合連合会	144	現在コーデックス残留農薬部会において、InterimMRLの設定方法なども含め議論が行われているところであると承知しています。従って、暫定基準設定の参考とすることは困難です。
37	4	複数の海外基準について、基準が大きく違う場合、単に平均値を採用するのではなく、設定根拠などの調査が必要。	日本生活協同組合連合会	144	基準値を参照する外国基準については、各国で残留性試験等に基づき科学的な方法により設定されていることから、参照する複数の国において基準が設定されている場合、その平均値の採用は妥当なものと考えます。
38	4	どのような場合にコーデックス基準よりも国内基準(登録保留基準)が採用されるのかが不明確であり、『生産・流通や農薬の使用実態等を勘案』の適用範囲を明確にするべきである。 外国基準を基本とする具体例としては、農作物毎の自給率が低いものとして農林水産省がホームページで示しているグレープフルーツ、レモン、パイナップル、小麦、トウモロコシ、大豆等が挙げられているが、国内基準(登録保留基準)を基本とする例及び根拠が明示されていない。実際、コーデックス基準が設定されながら国内基準(登録保留基準)が暫定基準として採用された例(類型1-2)としては「米(玄米)のバラコート」程度しか見当たらない。	株式会社ニチレイ	30	我が国で登録され使用される農薬のうち、作物残留試験結果と共に登録保留基準の採用の要請があったものについては、試験結果等を個別に確認のうえ、必要に応じ登録保留基準又は作物残留試験結果に基づく基準値を採用することとします。
39	4	残留基準と使用基準は一体で検討を行うべきものであり、特に農薬取締法で適正使用基準が設定されているものについては、国内法で安全性及び作物残留性について担保されているものと判断され、コーデックス基準よりも登録保留基準を優先することを基本とすべきである。 しかしながら、暫定基準の設定と連動した使用基準の見直し(使用時期、回数、希釈倍率等)は今回行われておらず、農薬取締法で定められた適正使用基準を遵守していても暫定基準を超過してしまうケースが考えられる。 ・登録保留基準よりもコーデックス基準を優先して採用する場合は、以下の手順が必要であると考え。 *既存の適正使用基準による作物残留が試験データ等によりコーデックス基準を下回ることが確認できる *使用方法の見直しを暫定基準設定と同時に行う。	株式会社ニチレイ	30	No.38と同じ。
40	4	飼料添加物については、設定根拠として「飼料安全法の検出もしくは定量限界値」が使用されているが、ADIを踏まえない定量限界値による規制に関しては、法令に従い適切な養殖管理を行ったとしても、畜水産物中での代謝の状態によっては、基準を超えて検出される可能性があるかと推察される。国内法である飼料安全法や海外で使用されている飼料規格との調和を図るとともに、ADI・残留の実態等を踏まえた上で、科学的な根拠に基づく暫定基準設定の検討をしていただきたい。	日本水産(株)	19	飼料添加物に関する暫定基準については、適切な使用条件での残留性を踏まえて設定しているものであり、御指摘のような事例がある場合には、個別、具体的に事例をもってご相談をお願いしたい。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
41	4	<p>日本で登録されていない農薬で、外国で使用状況が不明なものや毒性情報が不明なものは、原則として、残留基準を設定すべきでない。外国での登録実態及び使用実態を調査の上、毒性情報を求め、提案値を再検討して、残留基準を決めるべきである。</p> <p>特に、外国でしか使用されていない農薬で、基準値が高いものは、基準を設定しないという姿勢も必要である。</p> <p>また、コーデックスや外国基準しかない農薬で、残留基準が多くの農作物に設定される場合には、理論推定摂取量(フードファクター×残留基準÷体重(50kg)の総和)を算出し、ADIの80%を越えるものは、基準案を再検討すべきである。</p>	反農薬東京グループ	115	<p>農薬使用については、農産物の種類や農産物に対する疾病や害虫の種類や程度、また農業形態などにより異なり、我が国と海外では必要となる農薬の種類や適用方法は異なることがあると承知しています。残留農薬基準は適正使用に基づき設定されるが、暫定基準の設定にあたって参考とした国際基準、登録保留基準及び米国等5カ国・地域の基準は、いずれも農薬登録などに基づき毒性評価などを行い、安全を確保するために設定されたものと考えています。「外国でしか使用されていない農薬で、基準値が高いものは、基準を設定しない」とする考え方は、我が国が批准しているWTO条約における内外無差別の原則に反するものと考えます。なお、暫定基準については、マーケットバスケット調査により食品からの摂取量の実態を調べ、その量が多いものについては優先的に毒性試験など安全性試験成績を収集し、リスク評価及び我が国の食品摂取量に基づいた暴露評価に基づき残留基準を見直すこととしています。</p>
42	4	<p>日本で適用のない農作物に、外国の基準をそのまま援用するのではなく、日本国内で登録のある農薬を使い、日本の基準に適合する農作物の栽培方法をとるよう外国に求めるべきである。</p> <p>たとえば、フッ化スルフルルは、日本では木材くん蒸のためしか農薬登録されていないが、ダウ・ケミカル日本がアメリカで穀類に基準が設定されたとの理由で、同国の残留基準が援用された。</p> <p>ホップについては、ドイツの基準がそのまま援用されている場合が多い。</p>	反農薬東京グループ	115	No.41と同じ。
43	4	<p>基準の設定に際しては、コーデックスと外国基準を同等にみなし、最も低い値を採用する。</p> <p>【理由】</p> <p>①貴省がコーデックスを最優先にしたのは、1995年に発効したWTO関連協定のうち、国際間の農産物取引を円滑にすることを目的とした「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(SPS協定)を根拠にしていると考えますが、同協定では『科学的に正当な理由がある場合、国際的基準等よりも高い保護の水準をもたらす衛生植物検疫措置を導入又は維持することができる』となっており、貴省が他所で援用している外国基準(アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、カナダの五カ国)は科学的理由に基づいて定められたと考えられるから、コーデックスと同等とみなせる。</p> <p>②コーデックスなる国際規格は、食品の安全性を確保することを基礎においた上、食品の世界貿易を促進するために決められるものとされており、人に対する安全性を最優先したものではない。また、この食品規格を検討する委員会は、各国の行政機関や化学・食品関連企業の代表がメンバーとなっており、消費者サイドの意見が反映されにくくなっている。このようにコーデックスが必ずしも、毒性評価を最重要視して定められたものでないことから、特別視することなく、外国基準と同等のもののみならず、その中で、最も低い値を採用するのが妥当である。</p> <p>③基準案の中には、外国基準の平均値を採用したものがある。SPS協定ではこのような平均値の採用を求めている。科学的根拠があつて設定された値は同等に扱うべきである。</p> <p>④低い値の基準を設定することは、農薬総摂取量の低減につながる。</p>	反農薬東京グループ	115	<p>ポジティブリスト制の施行にあたっては、我が国がWTO協定に加盟していることに鑑み、コーデックス基準がある場合にはこれを採用することを基本としています。コーデックス基準がなく登録保留基準がない場合外国基準を採用することとし、複数の国に基準がある場合平均値を採用することとしています。これは、参考とする外国基準は、当該国内産品のみならず輸入品にも適用されること、ポジティブリスト制度の導入にあたっては、数多くの農薬を対象としており、個々の農薬のADIと作物残留、摂取量の検討といったリスク分析を行う困難であることからです。国際基準あるいは参考とした国内外の残留農薬基準は適正使用に基づき安全性が確保される範囲で設定されているものと考えています。</p>

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
44	4	日本登録保留基準を援用して、残留基準を設定したものがあるが、国内外で適用がない農作物については、原則として、基準を設定すべきでない。	反農薬東京グループ	115	No.12と同じ。
45	4	現行基準を含め、参考とする5ヶ国の基準を参照し、基準を設定すべき。[原文英語]	The United States Government	142	暫定基準の設定は、国際合意の得られたコーデックス基準又は国内基準が設定されていない場合にあつては、参考とする5ヶ国の基準を参照しているところです。なお、現行基準についてはその対象ではありません。
46	4	登録保留基準の採用は不適當。輸入割合の大きいものは外国基準を採用するがその判断基準が不明確。[原文英語]	The United States Government	142	登録保留基準は、農薬の毒性評価を行い、適正使用(GAP)に基づく作物残留試験成績に基づき基準を定め、暴露評価を行った上で定められるものであることから、国際的な残留農薬基準の設定方法と同じあり、暫定基準の参考として採用することは適當と考えます。輸入割合の大きいもので外国基準を採用するものは、自給率が50%以下で輸入相手国上位3カ国に外国基準を参考とする5カ国・地域が含まれるものとしています。
47	4	平均値の採用は不適當。ばらつきなどで例外的な平均値の採用は不明確。[原文英語]	The United States Government	142	平均値の採用についてはNo.37と同じ。ばらつきなどでの例外的な平均値の採用(類型5-2)については、第2次案においてもその適用は極めて限られており、適用する必然性が低いと判断されるため類型から削除することとします。
48	4	暫定基準に関して、豪州基準よりも低いものがあり、豪州の基準が考慮されていない。また、今後登録される農薬等についてどのように反映させるのか？[原文英語]	Australian Government	133	暫定基準の設定は、国際合意の得られたコーデックス基準又は国内基準が設定されていない場合にあつては、参考とする5ヶ国の基準を参照しているところです。なお、今後登録される農薬等に関しては、「国外で使用される農薬等に係る残留農薬基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月25日厚生労働省食品安全部長通知)に示すガイドラインにより農薬等の基準の設定・改正を要望することが可能です。またNo.9もご参照ください。
49	4	科学的な評価を経て設定される残留基準であるので、平均値の採用は正しい方法ではない。[原文英語]	Australian Government	133	No.47と同じ。
50	4	ADIなど科学的根拠を提供してほしい。5ヶ国の基準などと貿易のバランスを考慮して基準を設定すべき。[原文英語]	Chinese Government	134	今回の暫定基準の設定にあつては、WTOのSPS協定にマンデートを持つCodex基準を優先的に採用しており、国民の安全の確保とともに、国際貿易にも配慮した対応を図っているところです。
51	4	同一作物群で基準の差が大きい。国産品に甘く、輸入品に厳しい。[原文英語]	Chinese Government	134	残留農薬は国際的にも、国内的にも、それぞれの農薬の作物毎の使用方法にそつて適正に使用した場合の残留量を基本に検討することとされています。従つて、同一作物群とはいえ、使用方法が異なる場合等にあつては、残留量が大きく異なることもあるものと考えます。なお、我が国の基準は国産品にも輸入品にも同一の数値が適用されますので、ご指摘のようなことはありません。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
52	4	同一カテゴリーの異なるタイプの食品について日本が規定した残留基準が、多くの差を生じていることは、全く非合理的である。 理論上、CAPITA毎の1日当たり摂取量は非常に異なっており、事実、日本で設定されるこれら食品に規定される基準は、多少大雑把であることが見受けられる。主として輸入に頼るこれら製品には、関連してより厳しいものである。明白なことは、規制案に貿易識別が存在していることであり、このことは、WTOの非識別規定に反するものです。例えば、牛と豚は共に哺乳動物に属しているが、アプラマイシン(39)の残留基準は、豚で0.006ppmであり、しかるに牛は0.1ppmである。他の例では、鶏とそれ以外の食鳥では、共に家禽に属するが、タイロシン(659)の基準値は、鶏について0.05ppmであり、他の食鳥については0.2ppmである。[原文英語]	Chinese Government	134	今回の暫定基準の設定にあたっては、WTOのSPS協定にマニフェストを持つCodex基準を優先的に採用し、以降、国内基準がある場合は国内基準を、さらに国内基準がない場合は参照する諸外国(5ヶ国)の残留基準を参考にしているものであり、輸入品、国産品の観点で残留基準を設定しているものではありません。
53	5	加工食品への基準の適用が不明確。国際的に採用される濃縮係数などを採用すべき。スパイスに対する基準が存在しないが、加工食品にどのように適用するのか。諸外国及び輸入者に対する指導指針を示すべき。[原文英語]	The United States Government	142	No.54と同じ。なお、「国際的に採用される濃縮係数」があるのであれば、参考としますので具体的にご教示願います。
54	5	加工食品の基準適合性に関して、どのように判断するのか。[原文英語]	California Farm Bureau Federation • Australian Government	12・133	基準適合性の判断については、原料として用いた食品の基準適合の有無にありますが、事前スクリーニングとして、原材料の使用比率や濃縮係数等による判断基準を、施行通知等において明確化することとします。
55	5	加工品において基準を超える農薬が検出された場合、単品の野菜原料を使用しているのであれば、原料野菜への換算は可能であるが、複数の原料を使用した場合、原因野菜への換算が不可能な場合が想定される。この場合の取り扱いは？(同旨3件)	小川邦彦・輸入冷凍野菜品質安全協議会(凍菜協)・マルハ株式会社	18・96・100	No.54と同じ。
56	5	カルバリルの「乳製品」について範囲を明確にする必要がある。 別表3加工食品中の農薬残留基準一覧の基準値案において、「乳製品」に対するカルバリルの基準値案が0.1ppmとされている。一方、乳製品の原料である「牛の乳」のカルバリルの残留基準値案は0.05ppmとされている。当該基準値案はコーデックス基準に準拠したものであるとされているが、乳製品の製造に使用する「牛の乳」は品目により使用量が異なる。例えば、全粉乳は「牛の乳」を約10倍に濃縮されることから、「牛の乳」の基準値案:0.05ppm以下の原料である「牛の乳」を使用したとしても、「乳製品」である全粉乳中のカルバリルの残留量は基準値案以下になってしまう。 このような矛盾を解消するためにも「乳等省令」において定義がなされている乳製品とコーデックスにおいて使用されている「乳製品」の違いを明確にし「乳製品」の範囲を具体的に明示する必要があると考える。	(社)日本乳業協会	84	カルバリルの「乳製品」に関する基準は、Codex基準から削除されたことから、暫定基準の案から削除することとします。
57	5	加工食品である乳製品の生乳換算係数を策定されたい。 乳製品から一律基準を超えた農薬等が検出された場合であって、その検出農薬等が原料である生乳と考えられる場合には、生乳の使用割合から生乳中の当該農薬等の含有量を推定し、当該乳製品の適否を判定するものと理解している。 判断に齟齬が生じないよう、基本的な乳製品(脱脂粉乳、全粉乳、バター、チーズ等)について、「生乳換算係数」を策定することが重要と考える。	(社)日本乳業協会	84	No.54と同じ。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
58	5	乾燥野菜を生と同じにする為に水を加える時の倍率の問題ですが、現在基準にしている物が生の野菜の水分含有を測って、その分の水を加えて生と同じ状態にして測る、と思われそうですが、乾燥野菜の本当の水分値が変わってきます。乾燥野菜は可食部分だけを使用しており、生のそのままの物より2割位カットされていますので、最終加水は8倍より少し増えてくる物となります。8.5倍するのと、8倍するのでは、残留基準値で違いが出てきてしまいます。下記の表(略)で示しましたように各野菜によって数値にばらつきがでます。従いまして各乾燥野菜ごとに最終加水分値を設定いただくかまたは10倍程度に設定いただけないでしょうか。なお、各基準値表ごとにその設定値を注釈として記載いただけないでしょうか。	日本乾燥野菜協会	82	ご指摘の点も踏まえ、調査研究したいと考えますが、違反の判断根拠はあくまで原料とした野菜の基準適合の有無であって、水分含量による判断はその事前スクリーニングであることをご理解下さい。
59	5	原料用の濃縮果汁、野菜濃縮汁について確認いたします。加工食品中の残留基準(案)が設定されており、その中に、具体的な果汁名として「りんごジュース」、「柑橘類ジュース」、「オレンジジュース」、「ぶどうジュース」、「トマトジュース」などの名前が見られます。原料に使用されているものとしては、その他にも多くの果汁、野菜汁があります。この場合の取扱いの考え方としては、第1案が提案された時点で説明がありましたように、農産物に設定された残留基準をもとに判断して良いとの解釈でよろしいか。即ち、8倍濃縮の「ピーチジュース」の場合には、基準値の8倍をその判断基準として良いでしょうか。	日進通商株式会社	103	No.54と同じ。なお、ご指摘の8倍濃縮の場合には、基準値の8倍が目安となります。
60	5	現行案の加工食品中、果汁に関して「柑橘類ジュース」、「オレンジジュース」、「りんごジュース」及び「ぶどうジュース」の名称を用いているが、ここでいう「ジュース」とは、JAS法でいう「ストレート」及び「濃縮還元果汁100%」のもののみを指し、「濃縮果汁」及び「果汁100%未満の果実飲料」は該当しないものと理解して良いか。もし、濃縮果汁及び果汁100%未満の果実飲料をも換算して対象とするならば、JAS法との関係で、「ジュース」という名称を用いるべきではない。	社団法人日本果汁協会	112	ご指摘のとおりです。
61	5	加工食品について、基準値(案)が設定されているもの以外については「個別の基準を設けず、原則として規格基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工された食品は、流通を可能とする。」とされている。しかしながら、「規格基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工された食品」である旨を確認することは、特に輸入品にあつては難しく、最終的には「製品」の分析によって判断せざるを得ないものと考えられる。更に果汁の場合には、当該果実の搾汁率や農薬等の果汁への移行率等の複雑な要素が介在している。については、原料果実の基準値を踏まえて、どのように「果汁の基準値」を算出すべきか具体的にお示し願いたい。	社団法人日本果汁協会	112	No.59と同じ。
62	5	「果汁の基準値」の算出方法を示すことが難しい場合には、全ての「果汁」(「ジュース」の名称は用いない。)の基準値に、原料である「生果」の基準値をそのまま準用する旨、何らかの形で明文化されたい。また、内容①で指摘した「濃縮果汁」及び「果汁100%未満の果実飲料」に基準値については、「ジュース」の値がある場合にはその値を用いて換算するのか、あるいは当該生果の値から改めて換算するのかかについても併せて明文化されたい。	社団法人日本果汁協会	112	果実を搾って得られ、濃縮等の加工を行っていない果汁については、コーデックス基準を参考としジュースとして設定する場合を除き、原料である果実の基準を目安としてスクリーニングすることとします。なお、「ジュース」の基準がある場合には、濃縮果汁等にあつては「ジュース」の基準を目安に試算することとなります。
63	5	濃縮果汁、還元果汁及び果汁100%未満の果実飲料(表示された果汁含有量の基準値算定に際してはブリックス値を用いて換算して良いか。良いとすれば、基準ブリックス値はCODEXに基づく値ではなく、JAS法に基づく値(例:オレンジ果汁の場合11° Brix、りんご果汁の場合10° Brix)を用いられたい。	社団法人日本果汁協会	112	JAS品については、JASの規定を目安とすることになります。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
64	5	加工ポテトは、日本の暫定基準はどのように適用されるのか教えてもらいたい。以前確認した際には、検体を水に戻して検査をし、生鮮ポテトの基準を適用すると理解している。このことを文書によって示してもらいたい。[原文英語]	National Potato Council	3	加工ポテトの加工の度合いによるが、水分含量等の調整をしたうえで、生鮮ポテトの基準を目安にすることとしている。
65	5	加工食品としての「全粒粉」の定義を明確にすべきである。(同旨3件)	日本製粉株式会社・株式会社日清製粉グループ本社・製粉協会	43・46・127	「全粒粉」については、小麦など原料となった穀物の基準を目安とすることとします。
66	7	一律基準に関して、リスク管理措置としての考え方を採用すべき。	日本生活協同組合連合会	144	一律基準値に関しては、食品安全委員会における食品安全基本法第23条第1項第5号に基づく調査審議が行なわれましたが、その考え方について特に意見は提出されておりません。
67	7	発ガン性を有する物質であっても、毒性学的閾値以下であれば安全とする記載は適当でない。	日本生活協同組合連合会	144	ご指摘の点は、国際機関等における考え方や学術論文の概要を紹介したものです。
68	7	一日摂取許容量(ADI)の設定された農薬等(農薬、飼料添加物、動物用医薬品)と未設定あるいは毒性の問題から取り消された農薬等に対して、同一の一律基準値を設定することは、法第11条第3項の趣旨に反する。 【提案】 ADIの設定されている農薬等とADI未設定の農薬等で異なる一律基準値を設定すべきである。(同旨2件)	農薬工業会・日本水産株式会社	17・19	No.66と同じ。なお、ポジティブリスト制度を既に採用している諸外国においても、ご指摘のような事例はなく、法的にも問題のないものと考えております。
69	7	一律基準値の設定にあつては、対象となる農薬、飼料添加物、動物用医薬品の特性を考慮すべきである。すなわち、対象物質のうち約7割が「農薬」であるのに対して、極端に低い動物用医薬品のADIを考慮して一律基準案を提案している。特にADIが設定されている農薬には過度に小さな一律基準である。 【提案】 人畜に対する生理化学物質である動物用医薬品と農薬とは異なる一律基準値を設定すべきである。	農薬工業会	17	No.66と同じ。なお、先に示した基本的な考え方においては、ご指摘の動物薬のADIに基づく試算以外にも種々の試算を行っており、また、EUでは本年1月に一律基準に相当するデフォルト(初期値)を農薬に対して0.01ppmと設定しています。
70	7	ポジティブリストに掲載されている物質については、いずれかの国で科学的な評価によりADIが設定され、それに基づき基準値の設定がなされた物質であるため、一律基準はNZの100ppbを用いることが妥当である。EUの10ppbは、動物に用いる化学物質でないことから過剰規制になりかねない。諸外国においても、基準値リストに掲載のない物質に対する厳しい規制の実施は行われておりますが、少なくとも基準値に掲載された物質については、特段の理由がない限り、10ppbと比べて厳しい規制は引いていないと思われれます。再考をお願いします。	日本イーライリリー株式会社	122	No.66と同じ。なお、ニュージーランドの一律基準はカナダのものを参考としたと説明されていますが、カナダでは見直しがなされているところと承知しています。
71	7	提案されている一律基準値は毒性などの情報が十分でない化合物を前提とされているようであり、また引用されているADIも0.03 ug/kg/day未満という非常に毒性の強い化合物を想定されています。動物用医薬品として農林水産省に承認される化合物は一般に十分な毒性の情報があり、ADIも引用されているものと比べてはるかに大きいものがほとんどです。残留基準値の設定はあくまでADIにもとづいておこなうのが科学的であり、高いADIが明らかになっている化合物について、とりわけ特定の組織について諸外国で残留基準値が設定されていないとの理由だけで、0.01 ppmの一律基準値を設定するのは科学的ではないと思われれます。	メリアル・ジャパン株式会社	105	No.66と同じ。なお、一律基準は参考とした国々で使用が認められないものに適用するものです。
72	7	「人の健康を損なう云々」、即ちdefaultの考えは、新規開発農薬や我が国リストに未登録な農薬(基本的にdefault故)に限定すべきである。	油糧輸出入協議会	85	No.66と同じ。なお、農薬等にあつては、使用できる作物等の範囲が定められており、それ以外の作物等については使用が禁止されているものと考えます。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
73	7	ADIの設定された国内登録農薬に対して、いたずらに低い一律基準値を適用することは適当でない。 本邦での登録農薬において、現行の一律基準値案(0.01 ppm)より高い一律基準値(0.05 ppm)を適用することが妥当であり、また、それは設定されているADIから考えて人の健康を損なうおそれがないことは明らかである。	農薬工業会	17	No.66と同じ。なお、EUでは国内外の登録の有無にかかわらず、基準未設定のものには同一の一律基準(デフォルト)を適用しているものと承知しています。
74	7	14年度の食品群別摂取量調査結果において、米以外の生鮮食品中最も多い食品は、「その他果実類」であり、その摂取量は全国で49.3g(最大の東北においては59.1g)である。 1.5 μg/dayを許容量の目安とすることが妥当であるならば、50gの食品から1.5 μg/dayに達するのに許容される残留値は平均で0.03ppmであり、従って実質上使用実態のない物質に対する一律基準設定というのであれば、0.03ppmであっても、0.1ppmであっても見かけの摂取許容量に過ぎず、必ずしも0.01ppmであらねばならないという必然性はない。	株式会社ニチロ	121	No.66と同じ。先に公表した基本的な考え方では、ご指摘の1.5 μg/day以外にも種々の試算を公表しています。
75	7	多種の農薬に対し一律的に基準値を設定することは、リスク管理上の根拠が乏しいことから、現行法制度を生かして、基準値がすでに設定されている農薬及び同種の構造・毒性を持った農薬等については、最も低い作物の基準値をこれら農薬の一律基準として採用することにされたい。 また、使用の可能性の低い農薬に一律的に0.01ppm程度の設定をすることは、リスク管理上の根拠に乏しく、0.1ppm程度が妥当と思われる(現在の残留農薬基準値は0.01ppm以上が84.8%を占めている)。(同旨4件)	(社)日本冷凍食品協会・奈良県保健環境研究センター・株式会社ニチロ・輸入冷凍野菜品質安全協議会(凍菜協)	42・63・96・121	No.73と同じ。
76	7	「一部の農作物等には残留基準が設定されている農薬等が、当該農薬に関する基準が設定されていない農作物等に残留する場合」に一律基準が設定されることになるが、「上記以外の野菜」に対して残留基準値が設定されている農薬等は、一律基準設定の対象外として、「上記以外の野菜」に設定された残留基準値を基準値が設定されていない当該農薬に対する基準として採用していただきたい。	日本水産(株)	19	No.66と同じ。なお、「上記以外の野菜」は特定の範囲の野菜を示すものであって、一律基準とは性格を異にしています。
77	7	一律基準値の設定を、現行基準値、CODEX基準値、海外基準値などがある場合は、他の農産物にもそれらの基準値を勘案して、例えば1-0.01ppmの間で段階的に設定するなどの方法を取れないか検討いただきたい。段階的に設定されることで、一斉分析法により測定可能となる農薬数が増え、現場ではより安全確認がしやすくなるので検討いただきたい。この場合でも、もちろん毒性的観点を考慮することが必要である。(同旨5件)	農薬工業会・株式会社日清製粉グループ本社・キッコーマン株式会社・協和発酵工業株式会社・食品カンパニー・社団法人日本果汁協会	17・46・69・80・112	No.66と同じ。なお、段階的に設定する根拠は現在のところ見当たらず、また、諸外国でも前述のとおり、一律に定めています。
78	1	ニュージーランドにおいては、一律基準(0.1ppm)以下の残留であれば農薬が使用出来るので、使用が認められる範囲で、0.1ppmの基準設定が認められることを希望。[原文英語]	The New Zealand Food Safety Authority	135	No.31に対する回答と同様、参考とする基準値に追加しますので、個別具体的にご教示下さい。
79	7	人の健康をそこなうおそれのない量には、カナダの一律基準を参考として0.1ppmを採用してもらいたい。[原文英語](同旨2件)	The California Cherry Advisory Board・California Farm Bureau Federation	2・12	No.66と同じ。なお、カナダの0.1ppmについては、現在見直しが行われているところであると承知しています。
80	7	一律基準を0.01ppmに設定した場合、一斉分析法でカバーできる農薬等は1~2割程度と伺っている。「人の健康を損なうおそれのない量」を前提とし、一斉分析で相当程度カバーできるレベルの一律基準を設定していただきたい。(同旨3件)	財団法人食品産業センター・味の素株式会社・(社)日本植物油協会	71・107・128	地方自治体等の監視指導に用いることを目的として開発している分析法において、0.01ppmまで定量することが困難な農薬等にあつては、定量限界に相当する値を持って基準としました。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
81	7	一律基準対象薬剤によっては分析法の検出限界が一律基準値より高くなるものが多く出てくるものと推測されますが、その場合の一律基準値より高い検出限界に対する対応について明確な判断を示して欲しい。(同旨4件)	小川邦彦・雪印乳業株式会社・(社) 日本輸入食品安全推進協会・キッコーマン株式会社	18・31・49・69	No.80と同じ。
82	7	現在、一律基準値として0.01ppmが一人歩きしているようであるが、全ての農薬の規制値が毒性の観点からも0.01ppmである必要はないと思われる。また、GC/MS法より分析精度が高いGC/MS/MS法を用いても、検出限界が0.01ppm以上の農薬が多数あり、いわゆる公定法(個別分析法)で測定しなければならぬ農薬が多数でてくる。しかし、公定法(個別分析法)では実際のコスト、手間の観点から測定したくてもできない場合が多いと考えられる。	キッコーマン株式会社	69	No.80と同じ。
83	7	分析法の開発に当たっては対象薬剤の範囲が明示されていない。[不検出]薬剤は分析法を公表することであるが、一律基準対象薬剤を含めて全ての薬剤(全世界で使用されている薬剤全て)について告示日まで公表されるのか、あるいは暫定基準値が設定された薬剤(669種)のみが公表されるのかを明確にしてほしい。 一律基準のみの対象薬剤の分析方法が公表されない場合、事業者側として対応ができないのではないのか。その場合の何らかの判断基準を明示してほしい。	小川邦彦	18	不検出という基準を含め、基準を設定する農薬を公表することになります。なお、一律基準値の対象となる範囲は、①一部の農作物等には基準が設定されている農薬等が、基準を設定していない農作物等に残留する場合、②いずれの農作物等にも基準が設定されていない農薬等が残留する場合の2つに大別されますが、②のケースは法的には限定されており、特定することは不可能です。
84	7	FDAにおいては、項目毎に定量限界値を定義(資料略)し、各農薬によってそれらは異なっているが、0.1ppmの定量限界しか確保できないものが散見される。一律基準値に0.01ppmを設定することは、669物質の定量限界に対して0.01ppmを保証する定量方法が必要であり、これが確保困難な状況であれば、本制度の施行後において分析値や一律基準値違反と判断された食品の取扱いにおいて混乱が生じる可能性が高い。	株式会社ニチロ	121	No.80と同じ。
85	7	一律基準として、0.01ppmが設定された場合、分析方法としての定量限界は、その10分の1、又は5分の1を要求されるのでしょうか？農薬残留分析を行っている者として、定型分析として定量限界を確保できるのは0.01ppmであり、それ以上の低い定量限界を確保するためには、かなり高度な技術が必要になる。一律基準値として行政はどのような規制を考えているのか？0.01ppmを正確に測定する必要があるのか？分析上の定量限界0.1ppmの優位さとして確保できればよいのか。	廣田政隆	68	仮に0.01ppmとした場合、定量限界(LOQ)が0.01ppmであれば差し支えないものと考えます。いずれにしても、分析法は日々改良が加えられていくべきものと考えます。

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
86	7	<p>文献1)~3)(略)において、ドリフト汚染のデータが示されており、農薬散布地から100ftの地点で5%、300ft地点で1%量のドリフトが確認されている。</p> <p>仮に2ppmの残留基準値が設定されている作物に対して1.5ppmのレベルで散布があり、隣の圃場からのドリフトが発生した場合、その5%として0.075ppmのドリフト汚染が周囲に発生することになる。</p> <p>また、文献4)(略)において、有機野菜に関する残留農薬のデータが示されており、有機野菜の25%から殺虫剤を検出したと報告されており、日本で栽培若しくは輸入される有機栽培農産物におけるドリフトや汚染レベルの実態調査等を踏まえた一律基準を設定すべきと考える。</p> <p>尚、現在わが国で設定されている食品中の残留農薬基準は約9000あり、そのうち0.01ppm以下のものは156(1.63%)にすぎないことも考慮すれば、一律基準値0.01ppmは過剰に厳しい数値レベルと言える。実質上の健康被害や危害の恐れが無い食品に対して、農薬等に関する社会の不安醸成や社会的損失を招かない為にも、一律基準は極めて危険な物質に適用される水準と同等の0.01ppmではなく、0.1ppm(全体の残留農薬基準値の約70%を占める水準)に設定すべきである。(同旨5件)</p>	農薬工業会・マルハ株式会社・全日本菓子協会・全国ビスケット協会・株式会社ニチロ	17・75・83・100・121	No.66と同じ。なお、ドリフトによる具体的な残留値に関するデータは限られており、平成12、13年度に地方自治体や検疫所で行った検査結果等から見ても、著しく大きな影響が出るとは考えていません。また、仮に、ドリフトによる残留が大きいのであれば、その改良も検討されるべきものと考えます。EUでは本年1月、0.01ppmを一律基準として設定しております。
87	7	<p>海に流れ出た農薬等が沿岸で養殖された魚介類にどの程度蓄積され、消失にどれくらいの期間がかかるか等のデータは掴めていない現状があり、一律基準の数値によっては、社会的な混乱を引き起こすことも考えられます。このように実態把握が不十分な現状があることから、水産物への一律基準適用については、暫定的な値として検討を継続していただき、ADI、残留データに基づく弾力的な基準値設定を、ご検討いただき、運用に関しても回収の扱い等への配慮、罰則の猶予期間の設定等をご検討いただきたく考えます。(同旨2件)</p>	マルハ株式会社・水産食品衛生協議会	100・113	No.66と同じ。なお、一律基準は残留実態に基づき決めるものではありませんが、環境省の調査結果等をもみても、ご指摘のような事態は限られているものと考えます。
88	7	<p>一律基準値が0.01ppmに設定された場合、輸入野菜の違反率が増え、包括的な輸入禁止または輸出国の自主的な輸出制限など、野菜等の違反率が増え、包括的な輸入禁止または輸出国の自主的な輸出制限など、野菜等の流通面における経済的な損失が大きくなる恐れがある。国外での使用実態が不明な現時点で、一律基準値0.01ppmは過剰な値ではないか。</p>	輸入冷凍野菜品質安全協議会(凍菜協)	96	No.66と同じ。なお、EUでは国内外の登録の有無にかかわらず、一律基準(デフォルト)を適用することを決定したと承知しています。
89	7	<p>ドイツ0.01ppm、アメリカ0.01~0.1ppm(運用上)、EU0.01ppm(提案)の事例が紹介されているが、それぞれの国における具体的な運用実態(検査回数、検査頻度、違反率、違反した際の対処方法に関する作物ごとの状況、違反品に対する社会の反応と対処方法等)詳細の公開を希望します。</p>	株式会社ニチロ	121	<p>ご要望の内容については、平成16年12月14日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会でお示していますのでご参照ください。アドレスは次のとおりです。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/12/dl/s1214-6h.pdf</p>
90	7	<p>一律基準について、科学の進展を考慮した見直しを行うべきである。</p>	日本生活協同組合連合会	144	ご指摘のとおりと考えます。
91	8	<p>対象外物質のうち、食品安全基本法第11条に基づく食品健康影響評価によりADI設定不要とした物質と対象外物質の考え方の関係が不明確。</p>	日本生活協同組合連合会	144	<p>対象外物質の考え方として、その残留の程度からみて、農薬等が残留する農畜水産物が人の健康を損なうおそれがないことが明らかである物を対象とすることとしており、食品安全基本法第11条に定める食品健康影響評価において、許容1日摂取量(ADI)の設定が不要とされたものについては、残留基準(MRL)の設定もまた不要であり、このような農薬等については対象外物質として取り扱うこととしたものです。なお、ADIとMRLの考え方については、JECFAにおいても同様な考え方が示されています。</p>

No	分類	意見	意見提出者	文書番号	回答
92	8	対象外物質を設定する概念及び規定の整備をするべきである。例えば、対象外物質のリストに掲載がなく、暫定基準値がない物質の取り扱いはどのようにするのか、検討を要望する。	日本生活協同組合連合会	144	対象外物質に関する考え方は既に示したとおりですが、ご指摘のケースでは、汚染物質等を除き、一律基準の対象となります。
93	8	対象外物質に、米国の対象外物質のすべてを採用すべき。すべてを採用した上で、日本側で問題と考えるものを除外し評価すべき。[原文英語]	The United States Government	142	対象外物質については、使用方法等の制限を付与することは困難なことから、海外において残留基準を設定する必要がないとされている物質のうち、原則使用方法等に制限を設けない農薬とすることとしています。
94	8	わが国で、飼料添加物として指定されているビタミン類32種類およびアミノ酸類12種類が農林水産大臣から指定されていることから、これらのビタミンおよびアミノ酸類についても対象外物質として明記されたい。	(社)日本科学飼料協会	22	ご指摘の物質については、農林水産省動物用医薬品等主管課長より提出された通知(平成17年3月10日農薬・動物用医薬品部会資料3-2参照)を踏まえ、対象外物質に含めることとします。
95	8	対象外物質の案は示されたが、暫定基準案と同様に物質・薬品名のリストを作成していただきたい。	日本水産株式会社	19	対象外物質については、個別の物質について示すこととします。なお、残留を考慮した場合、使用された農薬等が化学的に変化することを踏まえ、残留する物質を対象として規定することとします。
96	8	対象外物質リストの確定と定期的な見直しを行うべき。	日本生活協同組合連合会	144	ご指摘のとおりと考えます。
97	9(5)	厚生労働省が公表した「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」により、日本で物質がどのように評価され、規則がいつ適用されるかについて情報を頂きたい。[原文英語](同旨3件)	California Table Grape Commission・California Farm Bureau Federation・The United States Government	5・12・142	指針に基づき申請された物質については、食品安全委員会におけるリスク評価の後に、薬事・食品衛生審議会における審議を経て、WTO通報等の手続きの後に施行されるものです。
98	9(5)	JECFAは生乳ベースにおけるMRLを勧告しているが、脂溶性物質では、脂肪中の残留濃度は全乳に比べ25倍もの高濃度となる可能性があり、チーズ、バターなどの高脂肪含有加工食品中の非常に高い残留濃度のつながる可能性がある。この点について検討すべきである。	日本生活協同組合連合会	144	脂溶性物質に関する取扱いについては、現在、国際専門家会議(JMPR、JECFA)において検討がなされており、この検討結果を踏まえた対応が必要であると考えます。
99	9(6)	収穫後使用される防かび剤に対する国際規制との整合。[原文英語](同旨4件)	California Cherry Advisory Board・California Farm Bureau Federation・Australian Government・The United States Government	2・12・133・142	我が国の食品衛生法においては、収穫後使用される防かび剤は農薬であるとともに添加物にも該当しますが、その基準設定等に要する資料、時間は同じであることから、個別具体的に照会下さい。
100	9(6)	設定される基準値に対して十分にリスクコミュニケーションを図っていただきたいと考えます。特に基準値以下にもかかわらず、検出されたことに消費者等が過剰に反応しないように、ADIの意味するところを告知するするなど、今後も引き続き消費者等への「食育」に注力いただきたいと考えます。(同旨多数)	日本水産(株)、JFIC(Japan Food Information Center)、(社)日本輸入食品安全推進協会、他	19・38・49、他	消費者等とのリスクコミュニケーションについては、今後とも対応を行っていきたいと考えます。
101	9(6)	制度に対する理解を生産者・製造者のほか、東南アジア諸国などに対して働きかける。	日本生活協同組合連合会	144	制度に関しては、FSG等を通じ諸外国に対して周知を図っているところであり、今後とも機会に応じ理解を求めて参ります。